

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4113634号  
(P4113634)

(45) 発行日 平成20年7月9日(2008.7.9)

(24) 登録日 平成20年4月18日(2008.4.18)

(51) Int.Cl.

E04F 15/02 (2006.01)  
A47K 3/00 (2006.01)

F 1

E O 4 F 15/02  
A 4 7 K 3/00F  
A

請求項の数 6 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願平11-130206  
 (22) 出願日 平成11年5月11日(1999.5.11)  
 (65) 公開番号 特開2000-320115(P2000-320115A)  
 (43) 公開日 平成12年11月21日(2000.11.21)  
 審査請求日 平成18年3月24日(2006.3.24)

(73) 特許権者 000133928  
 株式会社テラモト  
 大阪府大阪市天王寺区松ヶ鼻町4番44号  
 (74) 代理人 100086380  
 弁理士 吉田 稔  
 (74) 代理人 100103078  
 弁理士 田中 達也  
 (74) 代理人 100105832  
 弁理士 福元 義和  
 (72) 発明者 寺本 正治  
 大阪市西区立売堀3丁目5番29号 株式会社テラモト内  
 (72) 発明者 林 育男  
 大阪市西区立売堀3丁目5番29号 株式会社テラモト内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】敷物

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

縦壁によって囲まれた取付部が複数設けられた敷物本体を有するとともに、上記各取付部のそれぞれに対して踏み板が着脱自在に取り付けられた敷物であって、

上記敷物本体は、隣り合う取付部の境目に沿って折り曲げ可能とされているとともに、上記各取付部の1の方向に延びる第1係合部が設けられており、

上記各踏み板には、上記各第1係合部に対応して、当該第1係合部と係合可能な第2係合部が設けられており、かつ、

上記敷物本体の非折り曲げ状態では、上記各踏み板は、上記縦壁によって拘束されて平面方向への移動が制限されているとともに、上記第1係合部と上記第2係合部との係合により厚み方向への移動が制限されており、

上記敷物本体を折り曲げた状態では、上記1の方向に対して、上記踏み板がスライド移動可能とされていることを特徴とする、敷物。

## 【請求項 2】

隣り合う取付部の境目に設けられた縦壁と、これらの取付部のうちの少なくとも一方の取付部との間には、当該縦壁に沿って延びるとともに上記敷物本体の折り曲げを容易とする溝部が設けられている、請求項1に記載の敷物。

## 【請求項 3】

上記第1係合部および上記第2係合部のうちの一方は、一様断面を有する凹溝であり、他方は、上記凹溝の断面形状に対応した一様断面を有する凸部である、請求項1または2に

記載の敷物。

【請求項 4】

上記凸部は、先端部側の断面の幅が、基端部側の断面の幅よりも大きくなされている、請求項 3 に記載の敷物。

【請求項 5】

上記敷物本体は、四辺を有する矩形状であるとともに、その各辺には、互いに係合可能な構成とされた第 3 係合部および第 4 係合部の一方が設けられている、請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載の敷物。

【請求項 6】

上記踏み板は、表面に木目紋が現れた木材製である、請求項 1 ないし 5 のいずれかに記載の敷物。 10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本願発明は、敷物に関し、屋内外においてスノコなどとして使用するのに好適な敷物に関する。

【0002】

【従来の技術】

スノコとして使用し得る敷物としては、従来より、たとえば図 1 1 ないし図 1 3 に示したようなものが一般的に使用されている。この図に示した敷物 5 は、全体として矩形状とされた敷物本体 6 に対して、たとえば木材により短冊状に形成された複数の踏み板 7 を、その幅方向に並ぶようにして取り付けた構成とされている。 20

【0003】

敷物本体 6 は、図面上には明確に表れていないが、隣り合う 2 辺のそれぞれに、平面方向に突出する複数のループ部 6 0 が一定間隔隔てて形成されており、残りの 2 辺のそれぞれに、ループ部 6 0 に挿通可能な構成とされた複数の軸部 6 1 が、下方側に突出するようにしてループ部 6 0 と同様なピッチで形成されている。このため、図 1 1 に示された敷物 5 は、複数枚の敷物 5 を隣り合う敷物 5 のループ部 6 0 と軸部 6 1 とが対応するようにして配置するとともに、隣り合う敷物 5 のうちの一方の敷物 5 のループ部 6 0 に、他方の敷物 5 の軸部 6 1 を挿通することによって敷物 5 どうし連結されるようになされている。そして、敷物本体 6 の下面には、図 1 2 および図 1 3 に良く表れているように下方に突出する複数の支持柱 6 2 が、格子状に配列されるようにして複数形成されている。これらの支持柱 6 2 のうちの少なくとも一部は、敷物本体 6 の表面側まで通じる貫通穴 6 3 を有しており、これらの貫通穴 6 3 を利用したボルト 8 締めによって踏み板が敷物本体に取り付けられている。 30

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、踏み板が適切に位置決めされた状態を維持しつつ、ボルト 8 締めによって踏み板 7 を敷物本体 6 に取り付けるのは困難であり、このような作業には熟練を要する。このため、上記構成の敷物 5 が多数枚が同時に使用され、敷物 5 自体が簡易に大量かつ安価に生産できることが当然に要求されることを考慮すれば、踏み板 7 を敷物本体 6 に取り付ける作業に熟練を要することは作業効率的にもコスト的にも相当に不利である。 40

【0005】

本願発明は、上記した事情のもとで考え出されたものであって、スノコとして使用可能である敷物を、作業効率良く安価に提供することをその課題としている。

【0006】

【発明の開示】

上記の課題を解決するため、本願発明では、次の技術的手段を講じている。すなわち、本願発明により提供される敷物は、縦壁によって囲まれた取付部が複数設けられた敷物本体を有するとともに、上記各取付部のそれぞれに対して踏み板が着脱自在に取り付けられた

敷物であって、上記敷物本体は、隣り合う取付部の境目に沿って折り曲げ可能とされているとともに、上記各取付部の1の方向に延びる第1係合部が設けられており、上記各踏み板には、上記各第1係合部に対応して、当該第1係合部と係合可能な第2係合部が設けられており、かつ、上記敷物本体の非折り曲げ状態では、上記各踏み板は、上記縦壁によって拘束されて平面方向への移動が制限されるとともに、上記第1係合部と上記第2係合部との係合により厚み方向への移動が制限されており、上記敷物本体を折り曲げた状態では、上記1の方向に対して、上記踏み板がスライド移動可能とされていることを特徴としている。

#### 【0007】

上記構成によれば、通常の使用状態、すなわち敷物本体に踏み板が取り付けられ、敷物本体が折り曲げられていない状態では、踏み板の厚み方向および平面方向への移動が制限されて踏み板の良好な取り付け状態が維持されている。その一方で、本願発明に係る敷物は、敷物本体を折り曲げるという簡易な操作によって踏み板がスライド移動可能な構成とされていることから、踏み板の取り付けあるいは取り外しが容易に行える。このように、本願発明に係る敷物では、従来の敷物において作業効率を悪化させていた敷物本体に対する踏み板の取り付けを熟練を要さずとも容易に行え、作業効率が改善され、コスト的にも有利である。また、本願発明に係る敷物は、敷物本体に対する踏み板の取り付け、取り外しが容易であることから、敷物本体から踏み板を取り外して踏み板や敷物本体の洗浄を行うことを容易に行え、また洗浄が終了した後においては、敷物本体に対して再度容易に踏み板を取り付けることができる。

10

#### 【0008】

なお、敷物本体を折り曲げ容易とする構成としては、次のものが考えられる。すなわち、隣り合う取付部の境目に設けられた縦壁と、これらの取付部のうちの少なくとも一方の取付部との間に、当該縦壁に沿って延びるようにして溝部を設ける構成が考えられる。

#### 【0009】

好ましい実施の形態においては、上記第1係合部および上記第2係合部のうちの一方が一様断面を有する凹溝であるとともに、他方が上記凹溝の断面形状に対応した一様断面を有する凸部であり、また上記凸部は、先端部側の幅が基端部側の幅よりも大きくなれる。

#### 【0010】

上記構成では、凸部と凹溝との係合によって踏み板が敷物本体に取り付けられるようになされており、また凸部および凹溝のそれぞれが対応した一様断面を有することから、凸部や凹溝の延びる方向（1の方向）に対する踏み板のスライド移動が許容されている。そして、凸部の先端部側の幅が基端部側の幅よりも大きくなっていることから、凸部と凹溝が係合した状態では、踏み板の厚み方向への移動が制限される。

20

#### 【0011】

好ましい実施の形態においてはさらに、上記敷物本体は、四辺を有する矩形状であるとともに、その各辺には、互いに係合可能な構成とされた第3係合部および第4係合部の一方が設けられている。

#### 【0012】

上記構成では、一方の敷物の第3係合部が設けられた辺と、他方の敷物の第4係合部が設けられた辺とを隣接させ、これらの係合部どうしを係合させることによって一方の敷物と他方の敷物が結合される。このように、上記構成の敷物では、複数枚を縦横に隣接配置するとともに隣接する敷物どうしを第3係合部および第4係合部によって結合し、屋内外において敷きつめて使用することができる。

30

#### 【0013】

なお、第3係合部および第4係合部どうしを係合可能とする構成としては、たとえば次の構成が考えられる。すなわち、第3係合部を敷物本体の厚み方向に貫通するループ部とし、第4係合部をループ部内に挿通可能な軸部を有する構成とすることが考えられる。そして、第4係合部としては、少なくとも軸部を有する構成とされるが、この軸部の軸方向と交差する方向に突出する係止部を設け、ループ部内に軸部を挿通した状態で係止部をルー

40

50

部に係止するようにしてもよい。この構成では、より確実に各係合部どうしを係合することができる。

**【0014】**

また、踏み板としては、木製あるいは樹脂製のものが好適に使用されるが、とくに、表面に木目紋が現れた木材が好適に使用される。一方、敷物本体としては、これを折り曲げ容易とすることを考慮して、軟質の合成樹脂、たとえば軟質塩化ビニル、ポリプロピレンあるいはポリエチレンなどが使用される。

**【0015】**

本願発明のその他の特徴および利点は、添付図面を参照して以下に行う詳細な説明によって、より明らかとなろう。

10

**【0016】**

**【発明の実施の形態】**

以下、本願発明の好ましい実施の形態を、図面を参照して具体的に説明する。なお、図1は、本願発明に係る敷物の一例を表す全体斜視図、図2は、図1の敷物を構成する踏み板を裏面側から見た全体斜視図、図3は、図1の敷物を構成する敷物本体の全体斜視図、図4は、図3のIV-IV線に沿う断面図、図5は、図3の敷物本体の折り曲げ状態を表す図、図6は、図1のVI-VI線に沿う断面図、図7は、図3の敷物本体の要部を裏面側から見た図、図8は、図1の複数枚の敷物を縦横に並べて敷きつめた状態を表す斜視図、図9および図10は、隣接する敷物どうしの結合部分を表す図である。

**【0017】**

20

本願発明に係る敷物1は、図1に示したように複数の取付部20（本実施形態では4つ）が設けられた敷物本体2の各取付部20に、踏み板3が取り付けられた構成とされている。

**【0018】**

踏み板3は、図2に良く表れているようにチーク材などの木材によって全体として短冊状とされており、その表面には木目紋が現れている。そして、踏み板3の裏面側においては、その幅方向に対して互いに平行に延びるようにして一様断面を有する2つのほぞ穴30が形成されている。

**【0019】**

30

敷物本体2は、図3に示したように軟質の合成樹脂、たとえば軟質塩化ビニル、ポリプロピレンあるいはポリエチレンなどによって全体として矩形状に形成されており、その上面側には、周壁21a, 21bおよび複数の仕切壁22によって囲まれるようにして長矩形状の取付部20が4つ並設されている。周壁21a, 21bは、敷物本体2の四辺を構成するようにして設けられており、各取付部20の長手方向に延びる部分21aが連続壁とされている一方、幅方向に延びる部分21bが隣り合う取付部20の境目において分断された非連続壁とされている。仕切壁22は、図3および図4に良く表れているように、隣り合う取付部20の間ににおいて、各取付部20の長手方向に並ぶようにして一定間隔隔てて設けられているとともに、当該仕切壁22の両サイドに溝部22aを形成するようにして落としこみ状に設けられており、図3および図7に良く表れているように隣り合う仕切壁22の間が上下に貫通する連通空間22bとされている。すなわち、各取付部20の側端部には、仕切壁22に沿うようにして長手方向に延びるようにして一連に溝が設けられた格好とされている。とくに、本実施形態では、敷物本体2が軟質樹脂によって形成されていることから、さらに容易に折り曲げることができる。そして、敷物1の踏み板3に付着した水などが、連通空間22bを介して、敷物1の上面側から下面側に流れるようになされている。

40

**【0020】**

各取付部20には、図3に良く表れているように踏み板3のほぞ穴30に対応して、取付部20の幅方向に対して互いに平行に延びる2つの蟻ほぞ23が形成されている。蟻ほぞ23は、図6に良く表れているように、ほぞ穴30にピッタリと係合するように、ほぞ穴30と同様な一様断面を有するものとされている。すなわち、蟻ほぞ23の断面形状は、

50

その基端部側（同図の下側）の幅のほうが、その先端部側の幅よりも小さくなされている。

#### 【0021】

このため、踏み板3は、敷物本体2の取付部20の幅方向に対してスライド移動可能とされているとともに、蟻ほぞ23とほぞ穴30とを係合させた状態では、踏み板3は、その厚み方向への移動が制限されている。そして、取付部20が周壁21a, 21bや仕切壁22によって囲まれていることから、踏み板3の取り付け状態では、敷物本体2の平面方向（接線方向）への移動も制限されており、とくに、踏み板3の幅方向へのスライド移動は、通常状態では、仕切壁22に阻害されている。一方、図5に示したように、敷物本体2は、仕切壁22に沿って一連に設けられた溝での折り曲げが容易であるのは上記した通りである。したがって、上記した溝に沿って敷物本体2を大きく折り曲げた状態では、取付部20の蟻ほぞ23の延長上に仕切壁22がない状態、すなわち踏み板3の移動が仕切壁22に阻害されない状態を造り出すことができる。このため、本実施形態の敷物1では、敷物本体2を折り曲げない状態では踏み板3の厚み方向および平面方向（長手方向および幅方向）への移動が確実に制限されて良好に取り付けられている一方、敷物本体2を折り曲げることにより容易に踏み板3を取り付け、取り外すことができる。10

#### 【0022】

また、図6および図7に示したように、敷物本体2の裏面側には、下方に突出する複数の支持柱26が、格子状に配列形成されている。このため、敷物本体2を床面に載置した状態では、敷物本体2の下方に一定の空間が形成されて取付部20が底上げされた格好となっており、当該空間は、図面上には明確に表れていないが、隣り合う仕切壁22の間に設けられた連通空間22bと繋がっている。したがって、敷物1の踏み板3に付着した水などは、連通空間22bを介して上記空間、ひいては床面に達し、排除される。また、敷物本体2が上げ底状とされて敷物本体2の下部に設けられた空間は、連通空間22bと通じていることから、床面に達した水は容易に蒸発させられ、床面を容易に乾燥させることができる。20

#### 【0023】

さらに、本実施形態の敷物1では、図3や図7に示したように敷物本体2における隣り合う2辺には、当該辺から敷物本体2の平面方向に突出するようにして厚み方向に貫通するループ部24が設けられているとともに、残りの2辺にはループ部24と係合可能な構成とされた係合突起25が下方に突出するようにして設けられている。30

#### 【0024】

このような構成の敷物1は、図8に示したように、一方の敷物1におけるループ部24が設けられた辺と、他方の敷物1における係合突起25が設けられた辺とを隣接させるようにして複数の敷物1を縦横に並べるとともに、対応するループ部24と係合突起25とを互いに係合させることによって床面などに敷きつめて使用される。各ループ部24と対応する係合突起25との係合は、図9および図10に示したように各ループ部24内に対応する係合突起25を挿通することによって行われる。これにより、1の敷物1は、この敷物1を囲むようにして配置された他の敷物1によって平面方向への移動が制限され、床面などに敷物1を敷きつめた状態を良好に維持することができる。40

#### 【0025】

なお、本実施形態では、敷物本体の四辺にループ部や係合突起が設けられ、複数枚の敷物を縦横に並べた状態で、隣接する敷物どうしを結合して使用する敷物について説明したが、ループ部や係合突起などの係合手段を設けるか否かは選択的事項であり、また、ループ部や係合突起以外の係合手段を設けて隣接する敷物どうしを結合するように構成してもよい。

#### 【0026】

また、敷物本体を折り曲げ容易とし、あるいは踏み板をスライド移動可能とする構成も、本実施形態の構成に限定されず種々に設定変更可能である。

#### 【図面の簡単な説明】

10

20

30

40

50

【図1】本願発明に係る敷物の一例を表す全体斜視図である。

【図2】図1の敷物を構成する踏み板を裏面側から見た全体斜視図である。

【図3】図1の敷物を構成する敷物本体の全体斜視図である。

【図4】図3のIV - IV線に沿う断面図である。

【図5】図3の敷物本体の折り曲げ状態を表す図である。

【図6】図1のVI - VI線に沿う断面図である。

【図7】図3の敷物本体の要部を裏面側から見た図である。

【図8】図1の複数枚の敷物を縦横に並べて敷きつめた状態を表す斜視図である。

【図9】図8における隣り合う敷物どうしの結合状態を説明するための図である。

【図10】図9のX - X線に沿う断面図である。 10

【図11】スノコとして使用される従来の敷物の一例を表す全体斜視図である。

【図12】図11のスノコのコーナ部を表す底面図である。

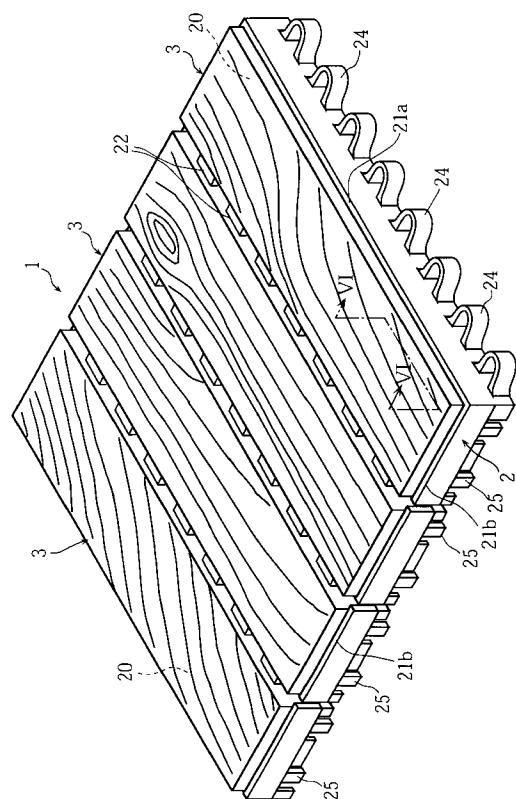
【図13】図12のXIII - XIII線に沿う断面図である。

【符号の説明】

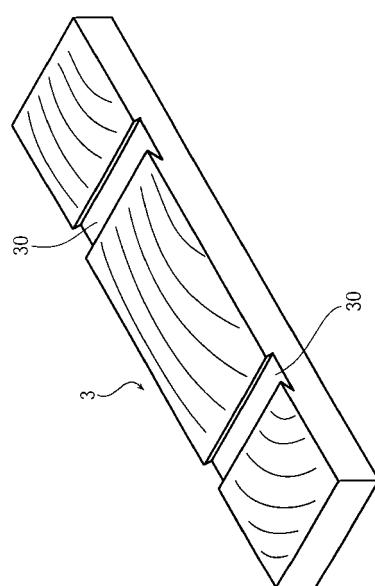
1 敷物  
2 敷物本体  
20 取付部  
21a, 21b 周壁  
22 仕切壁  
22a 溝部

23 蟻ほぞ（第1係合部としての）  
24 ループ部（第3係合部としての）  
25 係合突起（第4係合部としての）  
3 踏み板  
30 ほぞ穴（第2係合部としての） 20

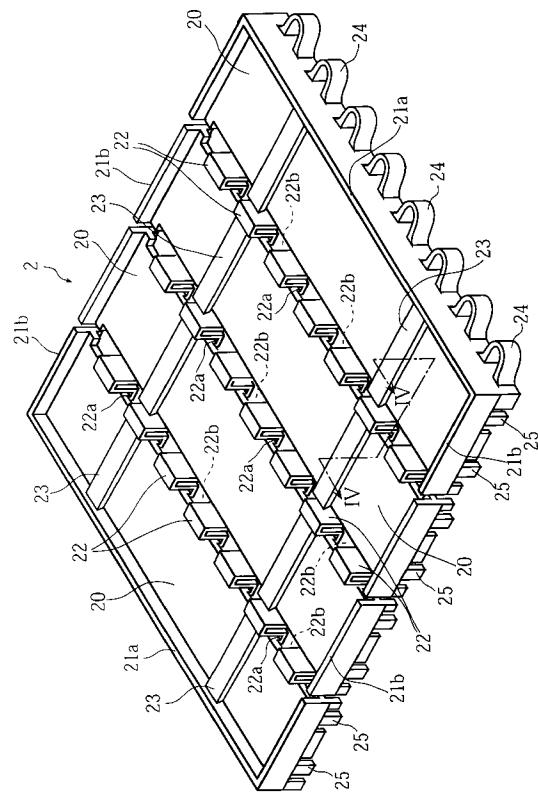
【図1】



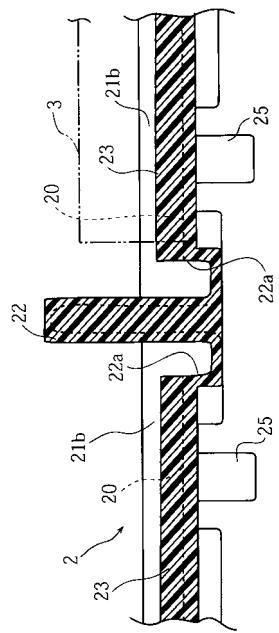
【図2】



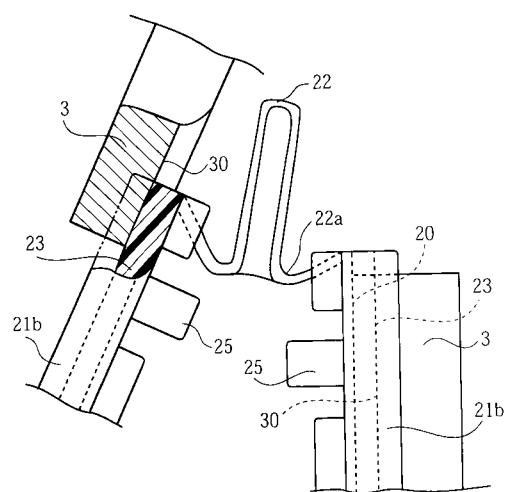
【図3】



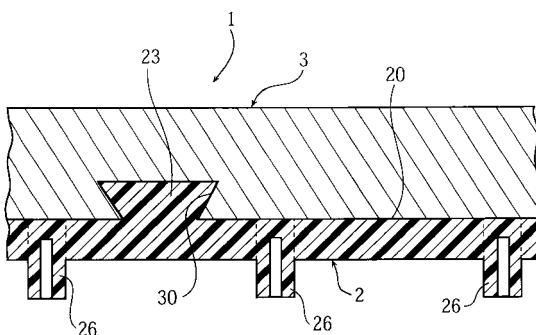
【 図 4 】



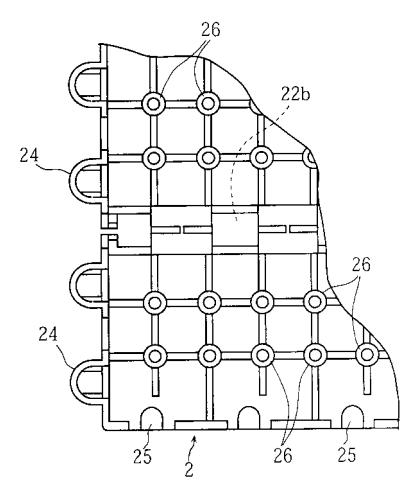
【図5】



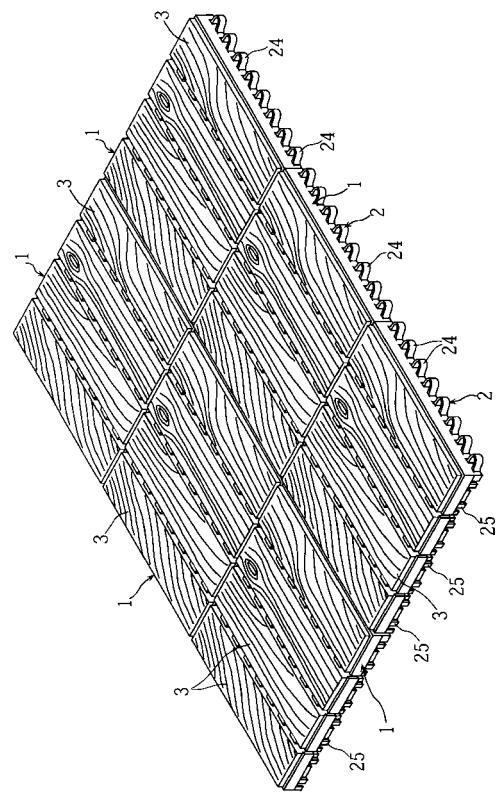
【図6】



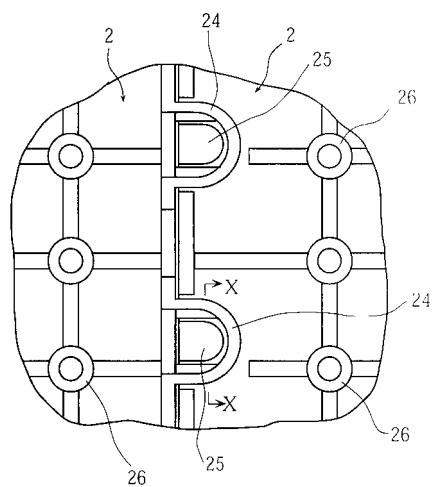
【 図 7 】



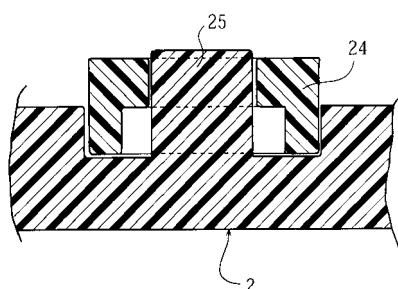
【図 8】



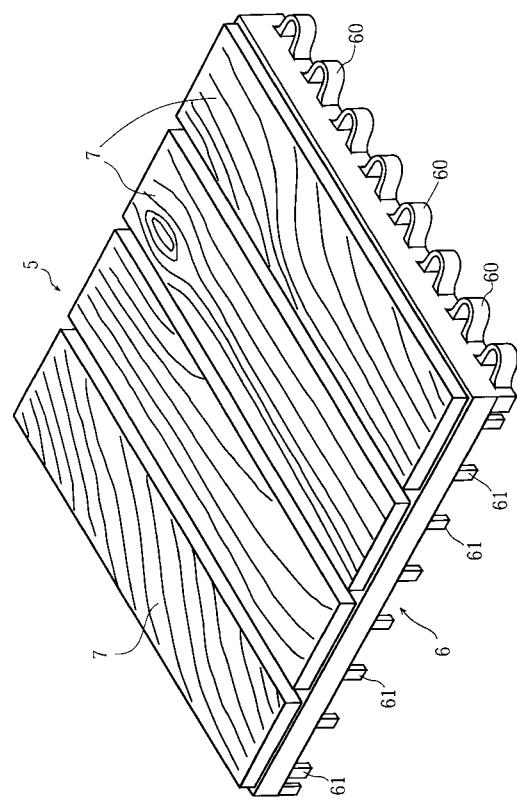
【図 9】



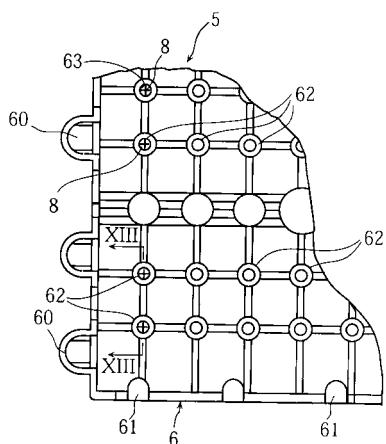
【図 10】



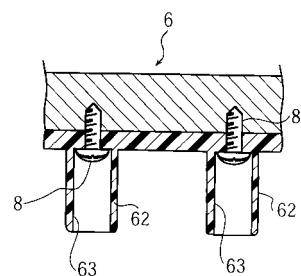
【図 11】



【図 12】



【図 13】



---

フロントページの続き

(72)発明者 梅原 亮介  
大阪市西区立売堀3丁目5番29号 株式会社テラモト内

審査官 新井 夕起子

(56)参考文献 特開平10-061152(JP,A)  
特開平11-081627(JP,A)  
特開平09-217477(JP,A)  
特開平08-135157(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

E04F 15/02  
E04F 13/08  
A47K 3/00